

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月7日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1900号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1 （第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所 在 地	公 署	級別区分	所 在 地	公 署	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
上 越 市	(略) <u>上越警察署牧駐在所</u>			上 越 市	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和5年2月15日から施行する。